

お知らせ & ごあんない



上島町農業委員会選挙人名簿登録申請書提出について

農業委員会では、毎年、農業委員の選挙権及び被選挙権を有する者の名簿を1月1日の状況で整備しています。この選挙人名簿に登録されていない者は、農業委員に投票または立候補することができません。

資格がある方は期日までに所定の場所へ提出してください。

■名簿に登録できる人（資格要件）

- ・町内に住所を有し、年齢が20歳以上の方（平成2年4月1日以前の出生者）
- ・10アール（＝1,000㎡）以上の農地を耕作している方及び同居の親族又は配偶者
- ・耕作従事日数が年間60日以上の方

■提出期限 平成22年1月10日（日）

■申請書の提出先及び問合せ先

上島町各総合支所農業委員会事務局
（岩城地区：産業振興課、弓削・生名・魚島地区：産業建設課）

昨年、選挙人名簿に登録があった方で資格要件があると思われる方に登録申請書を郵送しています。資格

要件を有する方で登録申請書が郵送されていない方は各農業委員会事務局までお問合せ下さい。

住民基本台帳の閲覧状況を公表します

閲覧状況を公表します

平成18年11月から住民基本台帳法が改正され、公益性が高く、町長が申し出を認める場合に限り住民基本台帳の閲覧が可能になっています。（ダイレクトメールや営業目的などでの閲覧は禁止されています。）

また、同法の規定により、上島町における1年間の閲覧状況を次のとおり公表します。

■公表対象期間 平成20年11月1日～平成21年10月31日

■閲覧件数 1件

■閲覧日 平成20年11月20日

■閲覧者

（財）日本データ通信協会

■調査依頼組織

総務省情報通信国際戦略局

■閲覧の目的

総務省が毎年実施する承認統計調査（通信利用動向調査）の標本抽出のため

■閲覧の範囲

上島町全域より無作為抽出184件

1月の潮汐表

日	潮	高 潮				低 潮			
		時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位
1(金)	大	11:42	372	23:19	315	5:03	-15	17:52	94
2(土)	大	—	—	12:23	380	5:48	-25	18:33	79
3(日)	大	0:06	325	13:04	380	6:32	-26	19:14	69
4(月)	中	0:53	328	13:45	371	7:16	-16	19:56	64
5(火)	中	1:41	324	14:27	356	8:01	4	20:41	62
6(水)	中	2:33	314	15:11	337	8:49	31	21:28	63
7(木)	小	3:31	300	15:59	314	9:40	65	22:21	67
8(金)	小	4:38	286	16:52	292	10:40	99	23:23	69
9(土)	小	5:57	277	17:53	273	11:53	128	—	—
10(日)	長	7:22	280	19:01	261	0:33	68	13:24	145
11(月)	若	8:39	292	20:09	257	1:46	60	14:50	145
12(火)	中	9:42	309	21:08	261	2:52	47	15:56	136
13(水)	中	10:33	323	21:59	267	3:47	33	16:46	125
14(木)	中	11:15	334	22:43	274	4:33	23	17:27	115
15(金)	大	11:50	339	23:22	280	5:13	17	18:02	107
16(土)	大	12:21	339	23:57	284	5:48	16	18:32	101
17(日)	大	—	—	12:49	336	6:20	20	19:00	95
18(月)	大	0:30	286	13:15	330	6:50	28	19:27	91
19(火)	中	1:03	286	13:41	323	7:19	40	19:54	87
20(水)	中	1:37	284	14:08	313	7:49	55	20:23	83
21(木)	中	2:15	279	14:37	302	8:22	73	20:57	81
22(金)	小	2:59	271	15:11	289	8:59	95	21:37	80
23(土)	小	3:54	261	15:52	273	9:45	120	22:28	80
24(日)	小	5:07	254	16:48	258	10:47	144	23:33	78
25(月)	長	6:36	257	18:02	248	—	—	12:17	160
26(火)	若	8:00	274	19:24	250	0:52	70	14:02	158
27(水)	中	9:07	300	20:35	264	2:10	51	15:18	140
28(木)	中	10:00	327	21:35	284	3:14	26	16:12	116
29(金)	中	10:45	350	22:27	307	4:08	1	16:56	91
30(土)	大	11:27	367	23:14	327	4:55	-18	17:37	69
31(日)	大	12:05	375	23:59	342	5:40	-29	18:15	50

※この潮汐表は、尾道港を基準港として計算した弓削港のものです。

瀬戸内しまなみ大学講座

「瀬戸内しまなみ海道物語」

「瀬戸内しまなみ海道」の架橋に携わった人々の体験談を中心に、しまなみ海道を含めた本四架橋3橋の概要、架橋によるしまなみ海道周辺地域の変化など、開通10周年を迎えたしまなみ海道をあらためて学びます。

■日時 1月12日（火） 14時～15時

■会場 尾道市民センターむかいしま「ココロ」ホール

■講師 本州四国連絡高速道路(株)

■申込 不要

■参加料金 無料

■問合せ先

瀬戸内しまなみ大学事務局

県営住宅入居者募集

県営住宅の補欠入居（空家待ち）申込の受付を行います。

■募集対象 唐子団地など今治市内6団地に空家が生じた場合の入居予定者募集

■申込受付期間 2月1日（月）～10日（水） 8時30分～17時まで

■申込受付場所 愛媛県東予地方局今治土木事務所管理課建築指導係（今治市旭町1丁目4-9）

TEL 089812312500 （内線265）

※入居申込資格や家賃など詳しくは窓口のお問い合わせください。

TEL 084812517184
FAX 083812517293

守られていますか？正しいごみの出し方！

「新しいごみの出し方」が、平成20年4月1日からスタートして2年近くが経過しました。あなたは「正しいごみの出し方」が守られていますか？次の点に注意し、適正なごみの収集にご協力をお願いします。

●**収集開始時間は8時からです。** 8時までにごみステーションに出してください。

●**ゴミ袋には名前を書いてください。** 名前を書いていない場合には収集しません。

●**缶類と小物金属類の収集日は異なります。** 缶類（ジュース缶、スプレー缶等）、小物金属類（鍋、ヤカン等）・有害ごみ（電池、カミソリ、カッターの刃等）は収集日が異なります。小物金属類・有害ごみの収集日は、弓削地区では偶数月の第4木曜日、生名・岩城地区では偶数月の第4水曜日です。

●**チラシは雑誌類として収集しています。**

●**食用油は排水溝に絶対に流さないでください。** 食用油を直接排水口に流すと、下水道管の詰まりの原因や下水処理場等の機能低下につながります。食用油は、新聞紙等にしみ込ませるか、凝固剤を使用して燃やせるごみとして出してください。

●**自分の出すごみに責任を持ちましょう。** 「燃えるごみの中に金属類が入っていた」、「自分の出した一斗缶の中に、他人から当日収集できないごみを入られた」などの苦情が寄せられています。このような行為は、自分の出すごみに責任を持っていない「ことから生まれる行為です。決められたルールとマナーを守らないと他の人に大変迷惑をかけることになります。

●**ごみステーションの前に駐車をしないでください。** ごみを収集するとき、大変支障になります。ご協力をお願いします。各家庭に配布しています『家庭ごみの正しい出し方』のリーフレットに従って、各地区のごみステーションに出してください。リーフレットが必要な方は、生活事業課・各総合支所住民課にお問合せください。なお、魚島地区については、他の地区と若干異なりますのでご注意ください。

「当選した」には裏がある？！

●**当選商法の手口と被害** 「当選した」、「景品が当たった」など、都合のいいことを強調し結果的に商品を契約させることを、当選商法といいます。誰でも「当選」や「入選」はうれしい知らせですが、その心理を巧みに利用した商法です。当選商法は、応募もしていないのに、封書やDM（ダイレクトメール）で当選を通知し、手数料や送料の名目で金銭やクレジットカード番号の返送を要求してきます。また、有料放送の無料加入や海外宝くじ購入などをうたった当選商法もあり注意が必要です。

●**被害にあわないために** ☆そもそも応募もしていないのに「当選した」という、うまい話はありません。当選を知らせる封書等が届いた場合は、周りに相談するなど慎重に判断しましょう。☆申込みや応募をするにより、住所や氏名等の個人情報流出や被害が拡大するおそれがありますので、決して業者には連絡をしないようにしましょう。☆当選商法に関して、何か不安なことがありましたら、下記の相談窓口までご相談下さい。

【消費生活に関する相談窓口】

愛媛県消費生活センター

TEL 089-925-3700

FAX 089-946-5539

E-mail seikatu-center@pref.ehime.jp

岩城総合支所産業振興課

TEL 75-2500

せとうち交流館

TEL 77-2252

生名総合支所産業建設課

TEL 76-3000

魚島総合支所産業建設課

TEL 78-0011

耕作放棄地の再生利用のために

農業生産の基盤である農地は、現在及び将来における国民のための限られた資源ですが、我が国の農地面積は、転用や耕作放棄により減少の一途をたどっています。また、耕作放棄地は、病虫害・鳥獣被害の発生・拡大や農用地利用集積の阻害等の営農面での悪影響のみならず、廃棄物の不法投棄、景観の悪化等、地域住民の生活環境面でも大きな課題となっています。このため国や県、町では、耕作放棄地を再生し、利用するための交付金や補助金のメニューを創設しています。

これらの補助を受ける場合は、耕作放棄地を再生する土地やその方法などの要件がありますので、耕作放棄地を再生して耕作する予定のある方は、産業振興課農業振興係までお問い合わせ下さい。

上島町は、愛媛県の市町の中でも耕作放棄された農地の比率が一番高く、耕作放棄地対策は、今すぐに取り組まなければならない緊急の課題の一つです。

耕作放棄地の状況（2005年農林業センサス；総農家）

	経営耕地面積 (ヘクタール)	耕作放棄地面積 (ヘクタール)	計 (ヘクタール)	耕作放棄地率 (%)
愛媛県	40,623	5,254	45,877	11.5%
上島町	165	147	312	47.1%